野沢温泉村「広報のざわおんせん」広告掲載要領

平成 19 年 4 月 27 日 要領第 1 号

(趣旨)

第1条 この要領は、野沢温泉村広告掲載の取り扱いに関する要綱(以下、「取り扱い要綱」 という。)に基づき、村が発行する公報のざわおんせん(以下、「広報」という。)に掲載 する広告の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、村が指定した位置とする。

(広告の規格)

第3条 広告の寸法及び名称は別表のとおりとする。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料は別表のとおりとする。

(広告の内容等)

第5条 広告のデザイン及び内容は、広報としての品位、イメージを妨げないよう要綱に 定める広告審査委員会において審査を行うとともに、広告主と村が必ず協議することと する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする、

付 則

この要領は、平成19年5月15日から施行する

別 表(第3条、第4条関係)

| 広告枠名 | 広告枠のサイズ | 広告料 (月額) | |
|-------|---------------------------|----------|---------|
| 1号広告 | 5段組みの1段分(縦45mm×横180 | 村内事業者 | 5,000 円 |
| | mm) | 村外事業者 | 7,000 円 |
| 2号広告 | 5 段組の 1/2 段分 (縦 45mm×横 86 | 村内事業者 | 2,500 円 |
| | mm) | 村外事業者 | 3,500 円 |
| 3 号広告 | 5 段組の 2 段分の縦半分(縦 95mm | 村内事業者 | 5,000 円 |
| | ×横 86mm) | 村外事業者 | 7,000 円 |